



かぜやインフルエンザの季節です。園では10月中旬頃から風邪をひくお子さんが増えています。風邪気味で免疫力が下がっていると、他の感染症にもかかりやすくなります。症状が落ち着き、体調が回復してから登園するようにしましょう。また、体調が良いときにインフルエンザの予防接種を済ませ、流行に備えましょう。

保健師 牧野 利香

マスク着用のお願い(3歳以上児)

以下のことに気をつけて、引き続きマスクの着用をお願いします。

- お子さんに合った大きさのものを用意してください。
鼻とあごをきちんと覆い、隙間がないようにしましょう。
- 不織布でできた使い捨てのものをお勧めします。
布やガーゼのマスクを使う場合は、毎日洗って清潔にしてください。
- 予備用のマスクをかばんに2~3枚用意してください。
咳やくしゃみで汚れたマスクを長時間使っていると、マスクを手で触りそれがまた感染を広げるきっかけになります。
- マスクには必ず記名をお願いします。



身体測定日

- 3歳以上児 11/10(水)
- 3歳未満児 11/17(水)

当日は着脱しやすい服装で、髪を結んでいる場合は頭の上には結ばないようお願いします。

鼻水・鼻づまりのケア

鼻水や鼻づまりをほうっておくと、鼻やのどの粘膜が炎症を起こし、他の病気の原因になることもあります。鼻水・鼻づまりが気になったら、早めに病院を受診しましょう。



また、鼻水が出たらこまめにとり、鼻の中に戻さないようにすることが大切です。自分で上手く出せない場合は吸引器を使う方法もあります。鼻がつまっている時は、部屋を加湿する、鼻を温める、水分補給をすると、鼻が通りやすくなります。

鼻のかみ方の練習方法

- ①ティッシュを細長く切り、鼻の前に垂らす。
- ②片方の鼻を押さえる。
- ③ティッシュを揺らすように鼻から息を出す。
- ④反対も同じように片方の鼻を押さえ、もう片方の鼻から息を出す。

かみ方のポイント

- ・鼻水をすすらない
- ・左右片方ずつ
- ・力を入れず少しずつ
- ・かんだら手を洗う

感染症発生・流行状況

(10月末現在)

- ひまわり組
- さくら組
- ばら組
- すみれ組
- もも組
- れんげ組
- すすらん組
- たんぼ組

園内での発生・流行はありません。

1日ごとの感染症発生状況や症状別の欠席者数を毎日昇降口に掲示していますので参考にしてください。

11月は児童虐待防止推進月間です

たとえ、しつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されています。

しかし、これは親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、**子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。**

園でも皆さんの子育てを応援しています。お子さんにどのような特性があり、どう関わっていくとよいのか、ご家庭での様子を聞き、園での様子をお伝えしながら一緒に考えサポートします。**少しでも困ったことがあればご相談ください。**

また、児童相談所では電話相談を行っています。

児童相談所相談専用ダイヤル

0120-189-783(いちはやくおなやみを)

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)に電話してください。**虐待とは、右に書かれたようなことが該当します。**(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」より)

身体的虐待

○打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
○首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、濡れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
○意図的に子どもを病気にさせる。 など

性的虐待

○子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
○子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為(教唆を含む)。
○子どもに性器や性交を見せる。
○子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

ネグレクト

○子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
○子どもの意思に反して学校に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない(子どもが学校にいけない正当な理由がある場合を除く)。
○子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
○食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
○子どもを遺棄したり、置き去りにする。
○祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

心理的虐待

○こどばによる脅かし、脅迫など。
○子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
○子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
○子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
○他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
○配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
○子どものきょうだいに、児童虐待を行う。 など